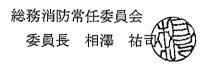


報告書

令和元年度総務消防常任委員会管外行政調査及び研修を令和元年5月14日(火)から16日(木)まで実施いたしましたので、その概要を次のとおり報告いたします。

令和元年6月24日

名取市議会 議長 丹野 政喜 様



記

1 期 日 令和元年5月14日(火)~16日(木)

2 視察先 (1)福岡県中間市

(2)福岡県豊前市

(3)福岡県大宰府市

3 参 加 者 (1)委 員 委 員 長 相澤 祐司 副委員長 大沼 宗彦

委員 菅原 和子 委員 吉田良

委員山口實委員 丹野 政喜

(2)執行部 総務部政策企画課補佐 佐藤 徹也

兼男女共同・市民 参画推進室長補佐

(3)事務局 次 長 加藤 勤

4 行 程 別紙のとおり

5 調査事項 別紙のとおり

令和元年度総務消防常任委員会管外行政調査及び研修行程表

1471年度 格扬伯的市区安县云首户门政副直及04010门往农									
		行	程		宿	泊		視察自治体	調査事項
5月14日 (火)	【集合 午 仙台空港 7:35 直方駅 11:29 11:35 徒歩 	JR福北ゆたか線 ⇒⇒⇒ 筑前垣生駅	地下鉄 →→→ 10: 徒歩 (昼食)		西鉄イン小倉 〒802-0003 北九州市小倉1 (電話: 093-	比区米町1-4-11 511-5454)	// .	1間市 41, 785 人(H31. 3. 31) 15. 96 k㎡ 届岡県中間市中間一丁目 1番 1 号 193-246-6220	校区まちづくり協議会について
5月15日 (水)	小倉駅 10:54 タクシー 	JR日豊本線 →→→ 宇島駅 11:51 *******************************	(昼食)	豊前市役所 豊前市議会視察 13:30~15:30	東洋ホテル 〒812-0013 福岡市博多区は (電話: 092-	草多駅東1-9-36 474-1121)		是前市 25, 590 人(H31. 3. 31) 111. 1 k㎡ 届岡県豊前市大字吉木955	老朽家屋除却後の土地に対する固定資産の減免について 空き家パンクについて
5月16日 (木)	博多駅 9:00 タクシー 昼食/大宰府天満覧 地下鉄 →→→	西鉄 西鉄大宰府駅 ⇒⇒	<u> </u>	太宰府市役所 太宰府市議会視察 10:00~11:30 西鉄 →→→ → → → → → → → →			,— <i>//</i> /	文宰府市 71, 598 人(H31. 3. 31) 29. 6 km ² 富岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号 192-921-2121	
議員等	萨連絡先	①委員長 相澤 祐司 ②副委員長 大沼 宗彦 ③委員 菅原 和子 ④委員 吉田 良	(382-4233) (382-2178) (6) (738-9709) (090-3368-1771)		(382-4306) (382-3631)	執行部随行 事務局随行 宮城県名取市記 TEL:022-38 E-mail:gikai(議会事務局 84-2109(j	局 次長 加藤 勤(090- 引 直通)、FAX:022-384-9	-2840-7186)

令和元年度総務消防常任委員会管外行政調査及び研修の総括

総務消防常任委員会委員長 相澤祐司

1. 福岡県中間市

(1) 校区まちづくり協議会について

中間における自治会加入率は、平成24年度の65.4パーセントから下降の一途をたどり、平成29年度は60.1パーセントまで落ち込んでいる。自治会ばかりでなく諸団体の加入率が減少し、これまで実施できていた活動が少しずつ実施できなくなっている。

今後は高齢化や後継者不足が進み、役員の担い手がいなくなるなど、10年後には各組織の組織率がさらに低下することが考えられる。そこで、数年先を見据えた小学校区単位(全6校区)の新たな枠組みとして、校区まちづくり協議会を設立した。

校区まち協が自主的に地域行事を行うことで地域の結束力を高め、地域行事が円滑に 実施できるようになったら、地域課題(自治会加入率向上や防災力・防犯力向上、孤独 死防止など)の解決に自主的に取り組み、住みやすいまちづくりの実現をめざす。

(2) 考察

中間市と本市は、政令指定都市に隣接するベッドタウンという点で共通しているが、 自治会加入率は本市が80パーセント台であるのに対し、中間市は60パーセント台ま で落ち込んでいる。その理由として考えられるのが高齢化率の違いである。

高齢化や人口減少による自治会組織の存続問題に有効な手だては見つかっていない。 遅くとも30年後には本市も中間市と似た状況になることが予想されるし、地域別に見ればすでに高齢化率が30パーセントを超えているところもある。地域に余力がある間に対策を打つことが求められるのではないか。

2. 福岡県豊前市

(1) 老朽家屋除去後の土地に対する固定資産の減免と空き家バンクについて 市内の空き家の有効活用を通して、都市市民との交流拡大及び定住促進による人口の 増、ひいては地域の活性化を図ることを目的としている。その目的を達成することで空 き家の環境衛生面の改善や火災・防犯等の安全面の改善も期待される。

(2) 考察

近年、少子高齢化や地方における人口減少などの理由により、空き家数の増加が社会問題となっている。豊前市は現在高齢化率が35パーセントであり、高齢者の単身世帯や介護施設の利用増加などから空き家が増えたため、老朽危険家屋等の除去を促進し、市民の安心・安全の確保に努めている。

また、空き家を活かした「空き家バンク」の事業を平成24年からスタートし、定住 促進による地域の活性化を図る取り組みを行っている。

人口減少に歯止めをかけることはどこの自治体も深刻な問題である。本市として、人口減少にならないための施策も大事であるが、社会全体の流れも複雑に絡み合い、今後、人口減少に転じることも考えられることから、今回学んだことを踏まえ議論していきたい。

3. 福岡県太宰府市

(1)公文書管理について

公文書館の構想は、史料編纂事業の過程の中で生まれた。平成6年市史編集委員会が「公文書館設置の要望書」提出、平成26年4月、20年の歳月を経過して実現にいたっている。

- ①公文書館に所蔵する史料の保存活用に関し審議
- ②歴史資料として重要な市の文書、刊行物、地域資料の調査収集整理審査

(2) 考察

市制施行60周年記念事業として名取市史の刊行が計画されている。名取市史が刊行され40年以上が経過しており、その間様々な新たな歴史が蓄積され今日の市勢を迎えている。行政文書や地域資料は膨大な数と推測され、管理保存状況が危惧される。

公文書や古文書は、自治体の歴史・文化そのもので収集整理・保存管理を徹底し広く 利活用に供することが望ましい。一方で、市政のあゆみを今に伝える重要な史料とし て、市民の目に触れる機会を作るべきと考える。

「新名取市史」刊行を計画中であるが、史料の収集が大きな課題となると考えられる。今回の研修で学んだ公文書館の重要性を今後の活動に生かしていきたい。

総務消防常任委員会管外行政視察報告書

視察場所 福岡県中間市役所

視察日時 令和元年5月14日(火) 13:30~15:30

視察項目 校区まちづくり協議会について

報告者 丹野 政喜・吉田 良

1 中間市の概要

中間市は福岡県の北部に位置し、東は北九州市、南は直方市、西は鞍手郡、北は遠賀郡に接している。人口は約4万人で、2015年の高齢化率は約35パーセントである。市のほぼ中央部を遠賀川が南北に貫流し、川西と川東の2つの地区に分けられている。東部地域には住宅地や商業施設が広がり、全人口の約9割が集中している。一方、西部地域には農家が多く、一部で工業団地も立地している。

明治の末から昭和の初めにかけて、この地で産出される石炭が近代産業を支える重要なエネルギー源として利用されるようになり、炭鉱町としての基礎を築いた。大正11年に町制を施行し、戦後の石炭産業の隆盛に伴って人口が増加したことで、昭和33年に市制を施行した。

筑豊炭田から産出される石炭は、遠賀川や堀川を往き来する「川ひらた(五平太船)」という小型の舟を使って輸送されていた。明治期の筑豊本線と香月線の開通で鉄道による大量輸送が可能となり、炭鉱の町として全盛を誇った。戦後のエネルギー革命により人口は激減したが、北九州市の衛星都市として住宅団地と工業団地の造成、鉱業跡地の再開発などに取り組んできた。現在は市民との協働により、「住んでよかった」と安心できるまちを創造するため、新たな課題の克服に向けた施策を展開している。

平成27年、官営八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室が世界文化遺産に登録された。

2 校区まちづくり協議会の概要

設立の目的

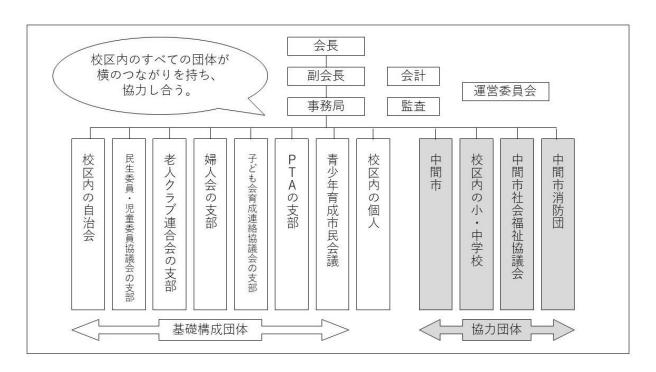
中間市における自治会加入率は、平成24年度の65.4パーセントから下降の一途を たどり、平成29年度は60.1パーセントまで落ち込んでいる。自治会ばかりでなく諸 団体の加入率が減少し、これまで実施できていた活動が少しずつ実施できなくなってい る。

今後は高齢化や後継者不足が進み、役員の担い手がいなくなるなど、10年先には各組織の組織率がさらに低下することが考えられる。

各団体の組織率が一定以上あり、活発に活動が行える状況であれば、校区まち協は必要ないが、組織率の低下に伴う痛切な意見が寄せられている。今後、劇的な加入率向上は見込めないだろう。そこで数年先を見据えた小学校区単位(全6校区)の新たな枠組みとして、校区まちづくり協議会を設立した。

校区まち協が自主的に地域行事を行うことで地域の結束力を高め、地域行事が円滑に 実施できるようになったら、地域課題(自治会加入率向上や防災力・防犯力向上、孤独死 防止など)の解決に自主的に取り組み、住みやすいまちづくりの実現を目指す。

組織のイメージ



協議会の進め方や考え方

発足1年半前

校区内の自治会長への説明会

発足1年前

校区内の住民への説明会

発足1年前~発足前

校区内の住民を対象に市民体験型研修(ワークショップ)を3~4回開催 =校区の目標、校区の課題、各自治会の共通行事などについて協議・確認 発足半年前~発足前 校区関係団体代表者会議を3~4回開催

=役員案や規約案について協議

校区まちづくり協議会発足

発足後数年間

各自治会の共通行事をまち協が主催し、校区で実施

=盆踊りなどの共通行事を地域力向上などを目的に

発足数年後

校区の課題をまち協が主体となって解決

=孤独死防止、地域防災・防犯など

活動の内容

西校区まち協(平成25年10月発足)

教育講演会、まち協フェスタ、防災避難訓練、どんど焼き、校区内一斉美化活動 など 中間校区まち協(平成27年1月発足)

健康づくり講座、校区っこ学習会、祇園まつり周知協力、自治会アースデー など 北校区まち協(平成28年1月発足)

救命救急講習会、習字教室、健康教室、ほくほく夢まつり、子育て研修会 など 底井野校区まち協(平成28年2月発足)

ふれあいまつり、防災避難訓練、在宅医療講演会、公園一斉清掃 など 南校区まち協(平成29年1月発足)

まち協PR誌配布、南小研究発表会、小3年生うどんづくり、おひとりさまの集い など

東校区まち協(平成29年3月発足)

小学校除草作業、防災避難訓練、ドッジボール大会、鮭の放流会 など

補助金

事務所の設置準備補助金(60万円×1回限り)※残金は市に返還 事務所のパソコン、プリンター、テーブル、収納棚などの備品購入費 事務所の運営補助金(約100万円/年)※残金は市に返還

役員手当 6万円/年

※会長1万円、副会長5千円×2名、事務局長2万円、

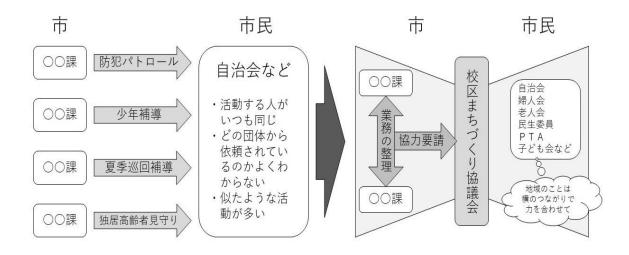
運営委員長1万円、会計5千円、監査2千円×2名

事務局員の人件費 約70万円/年

事務所の通信費、消耗品費など約20万円

活動事業の補助金(50~60万円/年)※残金は市に返還 均等割42万円+人口割(24円×小学校区の人口) 1事業あたり10万円を上限に事業ごとに申請。終了後はその都度清算。

市と市民との関わり



3 質疑応答

問 自治会加入率減少の要因をどのように考えているのか。

答 若い世代ばかりではなく高齢者が自治会を退会するケースが多い。高齢になって役員を担えないために退会する方がふえ、役員が回ってくる頻度が上がったことで退会する方が出る。こうした悪循環に陥っていると思われる。

問 校区の課題をまちづくり協議会が主体となって解決した実例は。

答 高齢化率の高い団地において介護保険課と連携し、「おひとりさまの集い」や「ケアトランポリン」による運動など、高齢者の外出につながる支援を行っている例がある。

問 行政と地域をつなぐ役割の組織はほかにあるのか。

答 まちづくり協議会は毎月運営委員会を開いており、その場に行政や社協の職員が赴き、質問などに対応している。しかしあくまで自治会が地域づくりの主体であり、毎月自治会長の会議が開かれ、申し送りなどが行われている。配付物や回覧も自治会が担っている。

問 役員手当の考え方は。

答 まちづくり協議会はボランティアの延長として始まったため、金額は低く設定されている。引き上げたいところではあるが財政的に厳しい。

問 公民館はどう関わるのか。

答 中間市立公民館としては中央公民館1施設のみであり、小規模の公民館が各自治

会により集会所施設として管理されている。まち協との直接的な関わりはない。

- 問 基礎構成団体は図にあるものが全てか。
- 答 婦人防火クラブは婦人会の組織が活動している。

4 考察

中間市と本市は、政令指定都市に隣接するベッドタウンという点で共通しているが、自治会加入率は本市が80パーセント台であるのに対し、中間市は60パーセント台まで落ちている。その理由として考えられるのが高齢化率の違いであり、中間市の高齢化率は2015年に30パーセントと高く、2035年には40パーセント台に達し、その後も上昇すると予測されている。市内に61ある自治会がこのまま存続していくのが難しいとの判断から、各小学校区に「まちづくり協議会(まち協)」を設置し、より大きな枠組みで地域課題の解決に取り組むことを目指している。まち協は自治会の連合体ではなく、自治会はそれぞれ別に活動を継続しているとのことではあるが、将来的には小学校の統合も考えられることから、6つのまち協の連携を深めていくことも課題のひとつであるという。

高齢化や人口減少による自治会組織の存続問題に、有効な手立ては見つかっていない。説明に当たった職員からは「(まち協が設置されても) すぐには結果は出ない」との旨の言葉があった。事業による効果や効果が出るまでの時間というものを蔑ろにするべきではないが、変化を恐れて問題を先送りするのではなく、長期的な問題に時間をかけて取り組んでいくことも必要であろう。そういう意味で市民の理解と協力は不可欠であるし、それらを得るためには行政側の危機感と熱意を住民に説明する時間と努力を惜しむべきではない。まち協の役員手当の額は十分とはいえず、地域によっても活動への温度差があるとのことだが、住民に対しできるだけ丁寧に対応しようという姿勢を感じることができた。

本市の将来人口の推計によると、2040年に老年人口が約30パーセントに達するという。これは中間市において自治会加入率が急減し始めた平成24年(2012年)とほぼ同じ割合である。つまり中間市の高齢化の状況は、本市の30年先を進んでいるという見方ができる。遅くとも30年後には本市も中間市と似た状況になることが予想されるし、地域別に見ればすでに高齢化率が30パーセントを越えているところもある。地域に余力がある間に対策を打つことが求められるのではないか。

【老朽家屋除去後の土地に対する固定資産の減免と

空き家バンクについて

総務消防常任委員会 大沼 宗彦 菅原 和子

【視察先】福岡県豊前市

【視察日時】令和元年5月15日(水)13:30~15:30

【人口】25,590人

【面積】111,10 平方キロメートル

【地勢】豊前市は、福岡県の東南端に位置し、南に修験道の遺跡で知られる求菩提山、天然記念物「ツクシシャクナゲ」の群生する犬ヶ岳をひかえ、ここに源を発する岩岳川を中心に豊前平野が扇状に開け、北は波静かな周防灘に面している。

主要交通網としては、国道 10 号線及び J R 日豊線によって構成される東九州ルートが通り、北九州とは北西 45 k m、大分県中津市とは東南 7 k mの位置関係にあり、京築地域南部の中心都市と位置している。

◆老朽家屋除去後の土地に対する固定資産の減免について

老朽危険家屋等を除去した後の土地について固定資産税の減免を行うことにより、老朽危険家屋等の除去を促進し、市民の安全・安心の確保及び住環境の改善を図ることを目的としている。

具体的には、市内にある老朽危険家屋を解体した場合に、平成 27 年度より解体後の土地の固定資産税を最長 10 年間減税する。

尚、住宅解体後に土地を売却した場合や、駐車場など他の用途に利用する場合、雑草の繁茂など適正な管理を行っていない場合は減免措置がなくなる。

○減免の範囲

住宅用地特例が解除される年度から起算して最長10年分とする。

住宅用地特例が解除される年度から 5 年度目までは、当該年度の税額と住宅用地特例が適用された税額との差額になる。6 年度目は税額との差額に 6 分の 5 を乗じた額、7 年度目は 6 分の 4 を乗じた額、8 年度目は 6 分の 3 を乗じた額、9 年度目は 6 分の 2 を乗じた額、10 年度目は 6 分の 1 を乗じた額となる。

○減免制度の流れ

事前相談➡建物調査申し込み➡建物調査➡老朽危険度 100 点超えれば認定

(解体費補助金) ➡補助金申請 (解体費の 1/3) ➡補助金交付決定通知書➡

老朽危険家屋解体➡実績報告➡補助金交付

◆空き家バンク制度について

○目的 市内の空き家の有効活用を通して、都市市民との交流拡大及び定住促進による人口の増、ひいては地域の活性化を図ることを目的としている。その目的を達成することで空き家の環境衛生面の改善や火災・防犯等の安全面の改善も期待される。

○歩み 平成 11 年 ・豊前市空き家等管理の適正化に関する条例制定

平成21年 ・生活環境課による市内全域の空き家調査 (平成22年まで760件の空き家確認)

平成 22 年 ・条例に「行政代執行」の条例を加え、大分県豊後高田市 を視察、空き家バンク専任職員の募集行う

平成 23 年 ・空き家バンク専用ホームページ作成、空き家所有者にアンケートを実施。また宅地建物取引主任者免許を持った方を採用

平成24年 ・空き家情報登録制度スタート(1月より) ⇒登録16件

平成 25 年 • 豊前市老朽危険家屋等除去促進事業補助金交付要綱制定

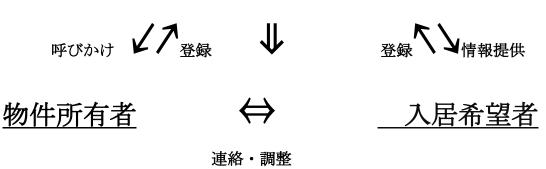
・豊前市空き家バンク利用契約支援助成金交付要綱制定

平成26年 ・空き家除去後の固定資産税の減免条例制定

○空き家情報バンクの流れ

豊前市

立ち合い紹介



○空き家バンク利用実績

物件登録数

平成 26 年➡売買 25 賃貸 9 両方可 4 平成 27 年➡売買 18 賃貸 3 両方可 3 平成 28 年➡売買 18 賃貸 18 両方可 2 平成 29 年➡売買 16 賃貸 2 両方可 4 平成 30 年➡売買 32 賃貸 3 両方可 1

利用希望者件数

平成 26 年➡購入 31 賃貸 52 両方可 11 平成 27 年➡購入 19 賃貸 25 両方可 9 平成 28 年➡購入 23 賃貸 8 両方可 6 平成 29 年➡購入 25 賃貸 11 両方可 4 平成 30 年➡購入 28 賃貸 6 両方可 5

契約成立数

平成 26 年➡売買 16 賃貸 14

平成 27 年➡売買 6 賃貸 12

平成 28 年➡売買 10 賃貸 7

平成 29 年➡売買 15 賃貸 2

平成 30 年➡売買 18 賃貸 5

居住者(市内市外別)

平成 26 年➡市内 22 市外 41

平成 27 年➡市内 10 市外 26

平成 28 年➡市内 15 市外 11

平成 29 年➡市内 19 市外 10

平成 30 年➡市内 22 市外 13

◆今後の課題

利用希望者のニーズに応えられるような物件が少ないため、今後更なる物件の登録を進めていく必要がある。

民間活力の導入など、空き家バンク利用率向上のための新たな施策の検討が必要である。

【考 察】

豊前神楽が国指定重要無形民俗文化財と「神楽の街」豊前市は、海があり山があり自然豊かで本市と似ている。また、東日本大震災で被災した東松島市へ豊前市特産の「豊前海一粒かき」の稚貝を送り復興の支援を続けてきており、現在東松島市と友好を結んでいるとのこと。

近年、少子高齢化や地方における人口減少などの理由により、空き家数の増加が社会問題となっている。豊前市は現在高齢化率が35%であり、高齢者の単身世帯や介護施設の利用増加などから空き家が増えた為、老朽危険家屋等の除去を促進し市民の安心・安全の確保に努めている。また、空き家を活かした「空き家バンク」の事業を平成24年からスタートし、定住促進による地域の活性化

を図る取り組みを行っている。

事業にともない宅地建物取引主任者免許を持った専任職員を採用し、勤務日数 については週4日間としている。

空き家バンクの登録者件数は、462 件(H31 年 4 月 30 日現在)登録者最高年齢は96歳であり、最低年齢は19歳である。

契約年齢については、定年してからの方、子育て世代の方と二極化しており賃貸より売買契約になっているのが現状である。

人口減少に歯止めをかけることはどこの自治体も深刻な問題である。

本市として人口減少にならないための施策も大事であるが、社会全体の流れも複雑に絡み合い、今後人口減少に転じることも考えられることから、今回学んだことを踏まえ議論して参りたい。

公文書管理について

(福岡県太宰府市)

令和元年5月16日(午前10時より) 報告者 山口 實 相澤祐司

I はじめに

「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け住環境の充実を目指す「ま ほろばの里づくり」を推進する太宰府市は、特別史跡や名所旧跡が数多く点在 し、文化活動の一大拠点として重要な役割を占めてきた。

福岡都市圏の膨張に伴い大規模な宅地開発が進み、あわせて大学の立地による人口増加、太宰府天満宮門前町を中心とした商業が主要な産業として発展、現在では年間1,000万人の観光客で賑わうまちである。

全国でも先進的な公文館設置の太宰府市におもむき、市制施行60周年を節目とした名取市史編さんの参考事例とすべく視察を行った。

Ⅱ 公文書館の設置経緯について

公文書館設置の構想は、市史編さん事業の過程で生まれた。 平成6年市史編集委員会が「公文書館設置の要望書」提出、平成26年4月、 20年の歳月を経過して実現に至っている。

昭和60年3月 太宰府市史編さん委員会発足 昭和62年4月 太宰府市史編集委員会発足・公文書館法成立 平成 6年1月 公文書館設置に関する要望書提出 市史資料室(仮称)の設置に関する要望書提出 平成13年2月 平成18年4月 市史資料室開設 平成20年12月 公文書館構想調査研究委員会開催 (市史編さん委員会改組) 公文書館構想調査研究会で4点の提言 平成23年11月 ・建物の用意・専門職員のポスト・法的位置付け 太宰府市公文書館設置(文書情報課へ名称変更) 平成26年4月

Ⅲ 具体的な内容について

*組織

・太宰府市公文書館委員会

公文書館構想調査研究委員会を改称し公文書館委員会とし、15名以内 の委員で構成する

- ① 公文書館に所蔵する史料の保存活用に関し審議
- ② 歴史資料として重要な市の文書、刊行物、地域資料の調査収集整理審査
- ·太宰府市行政文書選別·保存審查委員会

行政文書を適正に管理することにより、諸活動を現在及び将来の市民に 説明する責務を果たす

(文書情報課長、公文書館長、総務課長、都市計画課長、職員5人以内 学校教育課長、専門的知識を有する職員5名以内)

- ① 非現用文書の選別及び収集に関する決定
- ② 非現用文書の保存及び廃棄に関する決定事務
- *収蔵資料の概要
 - ・行政文書 約48,600件(主に市が発行した刊行物等) 移管文書は開館後選別を進め45,680件 印刷物、電子データ2,980点
 - ・地域資料 約7、535点

IV 設置による効果

• 来館者数

平成26年度295人平成27年度288人平成28年度243人平成29年度225人

開館以来、年毎に来館者数が減少傾向である。その一因はパネル展示見学会を開催していないことによると考えられ、市民への周知と来館者の増加を図るため、見学会やパネル展示解説を積極的に取り組みたいとの反省の弁が印象的であった。

・効果

市が発行した行政刊行物、地域資料、その他行政文書等を収集整理保存することは、後々広く利用に供することにより、市政の歴史や地域文化の発展に大きく寄与することになる。行政の継続性や歴史を回顧する史料として重要な役割を担うことから、公文書館の設置運営は参考にすべきである。

V 今後の課題

公文書館の文書管理は、職員1名嘱託職員3名で担当されており丁寧な整理保存が求められる職種であることから管理作業は大変なようである。保存公文書が年毎に増える中、人員配置に工夫が必要ではと考えた。また、市民の利活用が減少傾向とのことであり、出前講座等の引受けパネル展や見学会の開催等を模索中と聞くが、一部の利用者にとどめることなく広く市民に親しんでいただける積極的な取り組みに期待したい。

VI 考察

市制施行60周年記念事業として名取市史の刊行が計画されている。 名取市史が刊行され40年以上経過しており、その間様々な新たな歴史が 蓄積され今日の市勢を迎えている。行政文書や地域資料は膨大な数と推測され、管理保存状況が危惧されるのであります。

公文書館は、家や土地に伝わる古文書(地域資料)と行政文書を管理保存し、市政のあゆみ・地域のあゆみを今に伝える重要な資料として、収集・整理・保存するもので、市の歴史を探る宝庫でもあると考えられる。

公文書館の必要性は、市史編さん時に史料の収集に困難を期し多くの労力と 時間を費やするその反省が一因とされるようである。

名取市では、市制施行60周年の節目にあたり「新名取市史」の編さんが 計画中でありますが、市史刊行後40年以上歳月が経過しており公文書等の 保管状況が心配である。庁舎内の一室に公文書を保管しており、選別・整理 も大別的で紙質劣化対策も徹底されていない保存と聞き重要な資料としての 価値を有するのか疑問と言いたい。

公文書や古文書は、自治体の歴史・文化そのもので収集整理・保存管理を 徹底し広く利活用に供することが望ましく、一方で市政のあゆみを今に伝え る重要な資料として市民の目に触れる機会をつくるべきと考える。

「新名取市史」刊行を計画中であるが、史料の収集が大きな課題になると 考えられる。今回の研修で学んだ公文書館の重要性を今後の活動に活かして いきたい。